

# 岡山県公報

発行 岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 公布した条例の解説

### 【解 説】

人事課  
警察本部  
税務課  
〃  
〃  
指導監査室  
子ども家庭課  
畜産課  
警察本部  
総務学事課

## 目次

担当課（室）

令和5年7月7日 岡山県公報 号外

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「六百四十円」を「千五百五十円」に、「千五百五十円」を「六百四十円」に改め、同条第六号イ中「ハ」を「ハ及び第十一号」に改め、同条第十一号中「千百円」の下に「（当該作業が夜間に行われた場合にあつては、千六百五十円）」を加える。

附則第十一項の前の見出し及び同項から第十五項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第三十三条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の岡山県職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

岡山県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十六号

岡山県条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「個人が行う事業に対する事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金（）」を削り、「ものに限る。」を「徴収金」に改める。

第三条の二を削る。

第十一条の七の次に次の一条を加える。

（還付金等の充当の特例）

第十一条の八 第五十八条第九項（第六十九条第三項において準用する場合を含む。）、第七十三条の三第二項及び第四百四条の十九の規定（これらの規定中充当に係る部分に限る。）その他規則で定める規定は、法第十七条の二の二第一項第三号に規定する当該還付金等については、適用しな

い。

第二十一条の見出しを「(公示送達に係る掲示場)」に改め、同条中「第二十条の二の規定による公示送達」を「第二十条の二第二項の掲示場」に改め、「に掲示して行うもの」を削る。

第三十四条の第三第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条の五第二項中「第三百七十七条の三の二第二項」を「第三百七十七条の三の二第三項」に改める。

第三十六条中「第四十二条第三項の規定によつて」を「第七百三十九条の四第二項の規定により」に、「第八条の規定によつて」を「第五十七条の四の二の規定により」に改める。

第三十七条第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第五十五条の六第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率(法第四百九条第一項第四号ニ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。に百分の百二十)を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率(法第四百九条第一項第四号ホ(2)に規定する令和四年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。に百分の九十五を乗じて得た数値(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率)」に改め、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ヘ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ(1)(i)中「第四百九条第一項第六号へ(1)(i)」を「第四百九条第一項第六号ト(1)(i)」に改め、同号ホ(1)(ii)中「第四百九条第一項第六号へ(1)(ii)」を「第四百九条第一項第六号ト(1)(ii)」に改め、同号ホ(2)中「に百分の百五」を「(法第四百九条第一項第六号ト(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。に百分の百十」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第百五条の六第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五条の六第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第百五条の六第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第一百五條の六第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第一百五條の六第二項第三号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五五條の六第四項中「から二まで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百

分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率(法第四百九条第一項第四号ニ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ニ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第五十五条の六第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

附則第十一条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七条の十三第一項)に、「県民税の所得割の納税義務者」を「もの



「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、法第四百九条第四項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率(法第四百九条第一項第六号ト(2)に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「法第四百五条第五号に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県税条例第三条第二項の改正規定及び同条例第三条の二を削る改正規定 公布の日

二 第一条中岡山県税条例第三十四条の五第二項の改正規定 令和七年一月一日

三 第二条及び附則第五項の規定 令和七年四月一日

四 第一条中岡山県税条例第二十一条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

(充当の特例に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)第十一条の八の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金(以下この項において「地方団体の徴収金」という。)、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金について適用する。

(個人の県民税に関する経過措置)

3 新条例附則第十一条の三の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第一条の規定による改正前の岡山県税条例附則第十一条の三第一項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例第五條の六の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 第二條の規定による改正後の岡山県税条例の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十七号

離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例（平成五年岡山県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例

第一条中「（次条第二項）を」のうち離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号。以下この条及び次条において「省令」という。）第二号第一号イに規定する産業振興促進区域（次条第二項）に、「離島地域」を「産業振興促進区域」に、「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号。次条第一項において「省令」という。）第一条に定める事業」を「省令第一条に定める事業（同法第四条第一項に規定する離島振興計画において定められた振興すべき業種に限る。）」に改める。

第二条第二項中「離島地域」を「産業振興促進区域」に改め、「薪炭製造業」の下に「（省令第二条第一号イに規定する過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の離島振興対策実施地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する離島振興計画（令和五年度に計画期間が開始したものに限る。）が策定された日（以下「適用日」という。）から適用する。

（事業税の課税免除申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条第一項の規定の適用を受けようとする者（法人に限る。）で、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）に同項に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについては、

その者の最初の同条第五項の課税免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。  
(不動産取得税の課税免除申請書の提出期限の特例)

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする新条例第二条第一項に規定する特別償却設備設置者で、遡及適用期間内に新条例第三条第一項に規定する家屋及びその敷地である土地の取得をしたものについては、その者の同条第二項の課税免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。  
(事業計画書の提出期限の特例)

4 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする者で、遡及適用期間内に特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して十五日を経過した日とする。

5 新条例第二条、第三条又は第四条の規定の適用を受けようとする者で、施行日から起算して十五日を経過した日までの間に特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新条例第五条の規定により提出すべき事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、当該着手の日から起算して十五日を経過した日とする。

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十八号

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例(平成三十年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和五年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(申請書の提出期限の特例)

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする同条第一項に規定する施設設置者で、適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に新条例第一条に規定する対象施設の利用に供する新条例第二条第一項に規定する家屋又はその敷地である土地の取得をしたものについ

ては、その者の最初の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条、第二十九条、第三十七条、第五十八条及び第六十七条第一項中「内閣総理大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第八十一条第一項中「内閣総理大臣」を「子ども家庭庁長官」に改め、同条第十項中「通所している」を「入所している」に改める。

第八十七条第二項中「通所している」を「入所している」に改める。

第九十二条中「内閣総理大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第一百条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十二年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「子ども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「内閣総理大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

一 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号）第六条第一項第二号及び第二項、第二十四条第四項、第六十一条第四項並びに第八十三条第五項

二 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号）第五条第一項第六号、第十八条第四項及び第三十二条

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。  
第八条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第六条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第四十五条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第四十九条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第四十五条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第五十六条第二項及び第五十七条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。  
第五十五条第四項及び第百十四条第三項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第九十六条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号ロからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百一条の二の三第一項第二号イからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。  
附則第十四条第一項及び第二項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正）

**第四条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

**岡山県条例第四十号**

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十一号チ(2)中「いう。」の下に「又は登録飼養衛生管理者（同指針により知事が登録し

た飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法第十二条の三の二第一項の飼養衛生管理者をいう。）をいう。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「」又は」の下に「特定小型原動機付自転車及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について  
警察職員が従事する警備又は警護の作業の実態に鑑み、当該作業に係る特殊勤務手当の支給額を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県条例の一部を改正する条例について  
地方税法等の一部改正に伴い、自動車税の環境性能割における税率区分の適用範囲に係るエネルギー消費効率等の基準を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、離島振興対策実施地域のうち産業振興促進区域において事業税等の課税免除を行うことができることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除を行う対象施設の取得期限を延長したものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について  
こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
最近の豚熱の発生状況に鑑み、登録飼養衛生管理者が行う場合の豚又はいのししへの豚熱予防注射に係る手数料の額を定めたものである。

◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、重点整備地区における信号機に関する基準を改めたものである。